

【資料4】

社会福祉施設に関わる消防法令改正等について

和歌山市消防局予防課

社会福祉施設に関わる 消防法令改正の概要

H29.3.28

○社会的影響のある火災事案の発生

平成24年5月13日 広島県福山市のホテル火災

・(死者7名、負傷者3名)

平成25年2月8日 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災

・(死者5名、負傷者7名)

これらの火災を踏まえて
法令の改正が検討されました。



現状の社会福祉施設等の実態と整合していないことから、消防法施行令（別表第1）における防火対象物の用途区分及び消防用設備の設置基準について見直しが行われました。

【 防火対象物の用途区分 】

消防法施行令 別表第1から一部抜粋

項別	防火対象物の用途等
6項ロ	(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者又は障害児であって、障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。6項ハ(5)において「短期入所等施設」という。）
6項ハ	(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

【 消防用設備の設置基準 】

(改正前)

スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置
<ul style="list-style-type: none">・6項ロ 275㎡以上・6項ハ 6000㎡以上 (平屋建以外)	<ul style="list-style-type: none">・6項ロ 全部・6項ハ 300㎡以上	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知設備との連動義務なし



(改正後)

スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置
<ul style="list-style-type: none">・6項ロ (5) で「介助がなければ避難できない者」を概ね8割以上入所させるもの全て・6項ハ 6000㎡以上 (平屋建以外)	<ul style="list-style-type: none">・6項ロ 全部・6項ハで利用者を入居又は宿泊させるもの全て	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知設備との連動義務あり (6項ロに限る)

※改正内容の一部を抜粋。

 改正された部分

なお、一部設置が免除される条件があります。

これらの改正内容が平成27年4月1日に施行されました。

これ以降の新築については、上記の内容に従って設備の設置義務が生じ、既存の建物については平成30年3月31日までの猶予期限が設けられています。

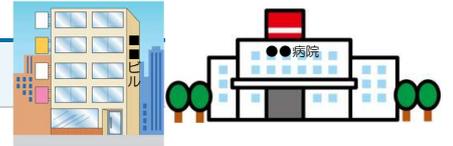
消防用設備について、ご不明な点がございましたら、最寄りの消防署にお問い合わせください。

違反対象物の公表制度 が始まります。

違反対象物の公表制度とは

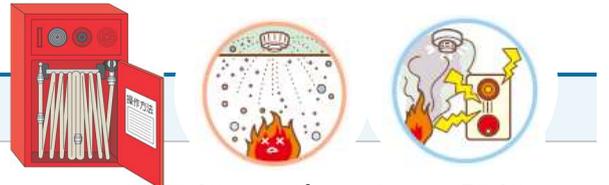
建物の利用者自らが、その建物についての防火安全性を判断できるよう、建物に重大な消防法令違反が認められる場合に、その名称、所在地、違反内容を公表するものです。

公表の対象となる建物



飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の自力で避難をすることが難しい方が利用する建物です。(特定防火対象物)

公表の対象となる違反



対象となる建物のうち、義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない建物が公表の対象となります。

開始時期

平成29年4月1日から和歌山市消防局ホームページに“違反対象物”として掲載します。

【建物関係者のみなさまへ】

重大な消防法令違反はもとより、火災予防上の不備がないように、消防用設備等を設置・維持管理するとともに、防火管理を適切に行ってください。

建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、最寄りの消防署へ必ずご相談ください。

これらの変更や工事を行ったことにより、公表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されていないときは公表の対象となります。



【問い合わせ先】

和歌山市消防局	予防課	査察班	073-427-0119
和歌山市消防局	中消防署	予防班	073-432-0119
和歌山市消防局	北消防署	予防班	073-452-0119
和歌山市消防局	東消防署	予防班	073-473-0119

避難訓練及び防火対策について

H29.3.28

○避難訓練について

実際の火災時に大勢の人を速やかに安全な場所に誘導するには、建物内に精通している避難誘導員の的確な指示と落ち着きのある態度・行動力が最も重要になってきます。

これらは訓練を通じて得られるものです。

訓練を繰り返し行うことにより体で覚え、いざという時の条件反射的な行動に結びつきます。

また、訓練した後、検討会等を行うことで、より効果的な避難誘導につなげることができます。

避難誘導訓練の目的

- ・施設に設置している避難施設・設備等の位置確認、操作方法の習得
- ・災害想定に基づいた的確な避難指示・命令内容の確認
- ・避難経路に沿った迅速な避難者の誘導要領の習得

「どのような訓練をすればいいのか？」といったような疑問や指導相談については最寄りの消防署にお問い合わせください。



○防火対策について

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

～3つの習慣・4つの対策～

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばから離れるときは必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために。隣近所の協力体制を作る。